

〔学術論文〕

東海都市圏研究（3） The Study of Tokai Metropolitan Area（3）

山田 明
Akira Yamada

要旨 本稿は前号「東海都市圏研究」(1)(2)に続いて、東海圏の構造変化と地域の課題をテーマとする共同研究プロジェクトの一環であり、都市圏研究の今日的課題を探ることを意図している。本号では第29次地方制度調査会答申を概説し、「一区切り」とされた市町村合併について東海3県の動向を紹介する。政権交代による道州制をはじめとした地方分権改革の動き、自治体自立と自治体財政について問題状況を整理し、都市圏研究の課題を提起する。

キーワード：地方制度調査会答申 市町村合併 道州制 自治体自立 自治体財政

目次

はじめに

- 1 国土・地域政策の新たな展開
 - (1) 国土形成計画の特徴と問題点
 - (2) 定住自立圏構想のねらい
- 2 都市圏研究の成果と課題
 - (1) 大都市圏研究—大阪と名古屋 (以上、第10号)
 - (2) 名古屋都市圏の特質と構造変化
- 3 財政からみた名古屋都市圏
 - (1) 名古屋都市圏の構造と財政
 - (2) 「世界同時不況」と都市圏財政
- 4 地方制度再編と名古屋都市圏 (以上、第11号)
- 5 地方分権改革と市町村合併 (以下、本号)
 - (1) 第29次地方制度調査会答申を読む
 - (2) 東海3県の市町村合併

(3) マニフェストと政権交代

6 自治体自立と自治体財政

(1)「全国小さくても輝く自治体フォーラム」と三重県朝日町

(2) 市町村合併と自治体財政

5. 地方分権改革と市町村合併

(1) 第29次地方制度調査会答申を読む

第29次地方制度調査会は2009年6月16日、「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」を麻生首相に提出した。答申は前文、第1市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、第2監査機能の充実・強化、第3議会制度のあり方から構成されている。ここでは第1を中心に検討していくが、第2と第3についても簡単にふれておこう。議会制度では「できる限り選択の余地を認める」ため、会期制の「選択性」などを提言している。監査制度では、合議を要する監査結果の報告等を多数決に改めるように求めた。議会選出監査委員の廃止などは「引き続き検討」と先送りされた。

第1の市町村合併を含めた基礎自治体のあり方では、まず10年にわたる市町村合併は全体では相当程度進捗したが、地域ごとに大きな差異があり、なお次のような課題があるとする。①小規模市町村における行財政基盤強化、②将来的に合併の必要性を認識している市町村の存在、③大都市圏の市町村が抱える課題(大都市圏においては、市町村合併の進捗率が低く、面積が小さな市町村が数多く存在しており、行政サービスの受益と負担が一致しておらず、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりの観点から、合併や広域連携などを含めて、行政運営の単位のあり方が課題となっている)。第27次地方制度調査会答申の「今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体としてこれまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」は、今後も妥当であるとする。総合的な行政主体(フルセット型)を今後の基礎自治体像としており、それが今後の対応方策などにも反映している。

1999年以來の合併により、わが国の市町村は全体としてこのような基礎自治体の姿に近づいたが、個別に見た場合には、合併の進捗状況によって市町村の状況は多様になっている。今後とも、市町村の行財政基盤を強化していく必要がある。「しかしながら、平成11年以來、強化された財政支措置等により全国的に行ってきた合併推進運動も10年が経過し、これまでの経緯や市町村をとりまく現下の状況を踏まえれば、従来と同様の手法を続けていくことには限界があると考えられる。したがって、平成11年以來の全国的な合併推進運動については現行合併特例法の期限で

ある平成22年3月までで一区切りとすることが適当であると考えられる。」

合併推進運動は「一区切り」とするよう提言されたことが、今回の答申の最大の特徴といえる。¹⁾ 今後は市町村の多様化を前提に、①合併の障害除去のための措置や住民の意見を反映させる措置（合併特例区など）、②事務委託など広域連携の積極的な活用を促すための方策、③都道府県による小規模団体の補完、など多様な選択肢から各団体が自主選択できるようにすべきだとした。都道府県による小規模団体の補完は答申前の第28回専門小委員会で議論になったが、合併や広域連携ではサービス提供が困難な小規模市町村について、「その選択により法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することも考えられる」と修正された。

大都市圏の課題への対応についても次のように指摘する。面積が小さな市町村では行政サービスの受益と負担が一致しておらず、行政運営の単位のあり方が課題である。合併の可能性も視野に入れて、将来の都市像を描くことが考えられる。合併でさらに人口規模が拡大する場合には、旧市町村単位でのまとまりを維持する仕組みを検討すべきとした。また、市町村全域の設置が必須の地方自治法にもとづく地域自治区について、市町村の判断により一部区域の設置も可能にすべきと提言している。

（2）東海3県の市町村合併

このように市町村合併は「一区切り」とされ終息する方向にあるが、この間の合併により市町村の地図は大きく塗り替えられた。東海3県の合併を大まかに振り返り、現段階の動きと課題を示しておきたい。

旧自治省（現総務省）は改正合併特例法の施行直後の1999年8月、「市町村合併推進の指針」を策定した。この指針では都道府県にできるだけ早い時期に市町村合併の推進についての要綱作成を求め、すべての市町村を視野に入れた合併パターン、線引き案の作成を指示する。東海3県では、2000年12月に「愛知県市町村合併推進要綱」と「三重県市町村合併の推進についての要綱」、2001年3月に「岐阜県市町村合併支援要綱」が策定され、国と県が旗振り役になって合併が推進される。東海3県の合併は2003年から始まる。4月に岐阜県山県市、8月に愛知県田原市、そして12月に三重県いなべ市が誕生する。99年改定の合併特例法は05年3月末が期限だが、財政優遇措置は1年間の経過措置が設けられ、06年3月まで「駆け込み合併」が続いた。

東海3県は2003年以降の合併により、256市町村が132へとほぼ半減した。愛知県は88から61へ31%減、岐阜県は99から42へと58%減、三重県は69から29へ58%減となっている。岐阜県と三重県は全国有数の「合併先進県」であり、地域と自治体を様変わりさせてきた。愛知県は岐阜・三重の両県に比べると合併件数は少ないが、大都市圏のなかでは「合併先進県」といえる。町村のなかで、とりわけ村は49から4へと激減し、三重県は村ゼロの県となった。なにかと問題となる人口1万人未満の自治体は、愛知県5、岐阜県7、三重県4となっている。

東海3県の市町村合併は一見すると順調に展開したように見えるが、合併破たんや合併パターンの変更を余儀なくされたケースも少なくない。愛知県最初の合併と見られていた豊川市と宝飯郡4町の合併は、住民意識調査で一宮町と御津町で反対が多数を占め、合併協議会は解散した。そのほか西尾幡豆地区などで破たんが相次いだ。知多北部3市1町の合併構想は、大府市が合併協議会の設置議案を否決して破たんに追い込まれた。財政が相対的に豊かな自治体の合併構想であったが、合併協議に対する大府市の住民運動も注目される。岐阜県も当初の合併協議が破たんして、合併の組み合わせ変更、規模縮小する事例が多数見られる。政令指定都市を目指して岐阜市が進めていた広域合併構想は、岐阜市の産業廃棄物問題を契機に、周辺市町がドミノ的に合併協議から離脱して破たんした。大垣市を中心とした西濃圏域合併協議は、全国でも珍しい大垣市と上石津町・墨俣町との「飛び石」合併となった。三重県においても、四日市・鈴鹿大合併構想が打ち出されたが、鈴鹿市議会が合併協議会の設置議案を否決したため、構想は早い段階で頓挫した。

愛知県市町村合併推進審議会答申(2006年11月)では、旧合併特例法下の合併の成果を次のようにまとめている。県内の市は34に増加、町村は30に半減し、県内の市町村の過半数が市となった。旧合併特例法下では、2003年に人口1万未満であった19市町村のうち14市町村が、また、財政力指数が0.5未満の15市町村のうち14市町村が合併に取り組んだことにみられるように、人口規模が小さく財政力の脆弱な市町村の多くが合併に取り組んだ。この結果、人口規模が小さく財政基盤が比較的脆弱な市町村が再編され、県内の多くの地域で新しい時代にふさわしい行財政基盤を整備するための環境が整えられたと評価する。しかし、様々な事情により合併に至らなかった市町村も存している。愛知県市町村合併推進構想では、まず1万未満の市町村を対象として構想対象市町村の組み合わせを定め、以後、段階的に検討していくとした。

三重県政策部は2008年12月「市町村合併後の状況～現時点で把握される事項について」というレポートを発表した。県下の各市町が合併後2ヵ年度以上を経過したことから、8月に合併した16市町に対し、要綱に示された合併の効果や合併後の課題・懸案と考えている事項について調査を行い、それを整理したものである。合併自治体の平均人口は2.5万人から8.7万人に、平均面積は83.7平方キロから292.9平方キロと、それぞれ合併前の約3.5倍になっている。

合併後の課題として、①周辺部の衰退への対応、②住民負担の適正化、③住民サービス等の調整、④総合支所等における機能の確保、⑤公共施設の再編、⑥公共的団体の統合、⑦優遇措置期間終了後の行財政運営をあげる。そして今後の対応として、県、市町での情報共有、協議・検討、合併市町の課題に応じた支援、中・長期的な合併効果の検証をあげている。こうした三重県の検証作業は中間的なものであるが、とくに合併後の課題を探っていくうえで参考になる。平成の大合併は「一区切り」とされたが、東海3県においても合併が地域と自治体、住民生活にどのような影響をもたらしたか、本格的な検証作業が求められる。

(3) マニフェストと政権交代

2009年8月の衆院選は、本格的なマニフェスト（政権公約）選挙として注目された。地方分権改革も重要な争点となったが、自民党のマニフェストで目を引いたのが道州制である。道州制は第28次地方制度調査会が06年に「導入が適当」と答申してから、自民党や経済界を中心に議論が活発化している。自民党の道州制推進本部が08年にまとめた報告書では、「2015年から17年」を導入目標年次とし、市町村を「700から1000」に再編するとした。道州制導入と市町村再編とがセットに考えられている。これを受けマニフェストでは、道州制基本法制定後6～8年後を目途とする導入目標時期を打ち出した。

政権交代を最大のスローガンに掲げた民主党のマニフェストはどうか。道州制や市町村合併については、総選挙前に大きく軌道が修正された。小沢前代表の頃には、同党は「300自治体構想」を掲げていた。これは都道府県を廃止して、300基礎自治体（市町村）と中央省庁の2層に再編するという構想である。2009年4月の分権政策「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」では、300自治体を最終目標と掲げ、まずは市町村を700～800程度に集約するとしていた。鳩山代表への交代を契機に、「300自治体構想」への懸念が強まり、総選挙を前に軌道修正された。

民主党政策集は地域主権の確立として次のように述べている。「住民に一番身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、中央集権制度を抜本的に改め、地域主権国家を樹立します。当面の5～10年間は地域主権国家の礎を築く期間とします。地域主権国家の母体は基礎的自治体（現在の市町村）とし、基礎的自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、広域自治体が担えない事務事業は国が担う、という『補完性の原理』に基づいて改革を進めます。（中略）広域自治体については当分の間、現行の都道府県の枠組みを基本とします。……都道府県等が効率的な運営を図ることなどを目的として、現行制度を前提とする広域連合や合併の実施、将来的な道州の導入も検討していきます。これらについては、地域の自主的判断を尊重します。その後も基礎的自治体の規模や能力の拡大、広域自治体の役割の整理をさらに図り、将来的には、多様性のある基礎的自治体を重視した地域主権国家を目指します。」

総選挙で50年ぶりに本格的な政権交代が実現した。自民党が掲げていた目標時期を定めた道州制推進、さらなる市町村合併の推進にひとまずストップがかかった。鳩山政権の動きは地方分権改革についてはまだあまり定かでないが、先に引用した政策集の方向では道州制をめぐる動きはかなり変化することになる。市町村合併についても、地方制度調査会答申のように「一区切り」となるのであろうか。²⁾

6. 自治体自立と自治体財政

(1)「全国小さくても輝く自治体フォーラム」と三重県朝日町

2003年2月、「全国小さくても輝く自治体フォーラム」が長野県栄村で開催された。前年11月

の地方制度調査会専門小委員会において「西尾私案」なるものが出され、全国の自治体に波紋を呼んだ。この私案は平成の合併終了後も合併せずに残る小規模町村について、①一部事務を都道府県に移した極力簡素化した自治体、②周辺のほかの自治体に編入した「内部自治体」のいずれかの選択を迫り、町村から事実上の強制合併との強い反発を呼んだ。こうした厳しい状況に対抗するために、「全国小さくても輝く自治体フォーラム」が企画され、第13回フォーラムが三重県朝日町で6月27～28日に開催された。³⁾

今回のフォーラムは、6月16日の地方制度調査会答申の直後に行われたこともあり、市町村合併の行方に注目が集まった。加茂利男教授は「これからの地方制度を考える」と題した記念講演で、地方制度調査会答申で提起された市町村合併の「ひと区切り」の意味を次のように指摘する。第27次地方制度調査会からの「基礎自治体は総合行政主体」として、人口1万以上がスタンダードという考えが継続されている。今回の「一区切り」はすぐに再起動できる含みを残した「休止モード」といえる。答申の外側にも再起動の要因がある。道州制が実現する方向になれば、外側から合併のやり直しが浮上してくるのではないか。

パネル討論「地方制度改編と小規模町村の課題」で、パネラーの宮崎県綾町の前田穰町長は平成の合併の検証をやる前に、道州制論議がされるのは問題だと批判する。長野県阿智村の岡庭一雄村長は、地方制度調査会答申までの経過を振り返って、県の「事務代行」は最終的には薄まったが、特例自治体構想が裏には見えると指摘する。三重県朝日町の田代兼二郎町長も、道州制が進めば小規模町村の苦勞は泡となる。これからは近隣自治体と連携・協働を進めることが道州制に立ち向かう力になると述べる。質疑では合併の代替論ともいえる定住自立圏構想に話題が集中した。飯田市が中心宣言を行ったことに対し、岡庭村長は南信州の広域連合でやってきたものを文書化しただけで、広域連合を相互に補完し合うものとして協定を結ぼうと双方で確認しあって進めているとした。⁴⁾

今回の開催地は三重県朝日町であるが、合併を選択せず自立に向けた独特の取り組みをしている。自治体自立の課題を考えるうえで示唆に富み、田代兼二郎町長へのインタビューの概要を紹介していこう。⁵⁾

三重県朝日町は桑名市と四日市市、川越町と接する面積6平方キロに満たない、端から端まで歩いて15分ほどのコンパクトなまちである。2004年1月に朝日町の合併の意思を問う住民投票が実施された。その結果は「合併しない」が52.2%であり、「単独でのまちづくり」を進めることになる。

2005年に第1次自律計画が策定され、役場として事務事業評価をやりながら、「選択と集中」により身の丈の予算を組んだ。「あさひ'いきいき'プラン」を作成して、まちづくりを推進してきた。このプランは地区の活性化、人材の活性化、経済の活性化、役場の活性化を4つの柱として、「元気なまちづくり 元気な人づくり 1万人構想」を掲げる。この間、人口は2000人近く増え

て9000人台になり、「1万人構想」も現実味を帯びてきた。人口増は丘陵地における民間主体の土地区画整理事業により、団塊ジュニアが移り住んだことが大きい。町も上下水道などのインフラを造成するとともに、「定住促進条例」により医療費の就学前までの無料化、固定資産税の3年間半額などを実施した。

このように朝日町は合併を選択せず、自律分権型予算で地域力を生かした子育て環境の整備などを積極的に進めてきた。朝日町の経験は、「合併を超えて自治体自立へ」に向けた動きを考えるうえで示唆に富むことが多い。「小さくても輝く自治体」は中山間地帯だけでなく、朝日町のような都市近郊の小規模自治体でも散見される。東海3県を中心に、今後とも調査研究を続けていきたい。

(2) 市町村合併と自治体財政

ここ10年余り市町村合併を推進させてきたのが、地方自治体の財政難や財政危機であり、1999年に大改定された市町村合併特例法による財政誘導である。後者からみていこう。⁶⁾

改定された合併特例法には、地方交付税の算定替えや合併特例債など、じつに手厚い財政支援策が盛り込まれた。2005年3月の合併特例法の期限切れが迫るなかで、財政支援策を求めて多くの自治体が「駆け込み合併」に走った。これまでも指摘したように、手厚い財政支援策にも大きな問題がある。合併にともなう地方交付税の算定換えといっても、合併前の交付税が全額交付されるわけでない。「おいしい借金」といわれた合併特例債にしても、借金であることに変わりはない。事業費の95%を合併特例債でまかない、後年度に70%交付税で措置されるが、事業費全体の34.5%は一般財源を充当せねばならない。合併特例債は財政力の乏しい自治体にとって「おいしい借金」には違いないが、後年度負担をともなう借金であり、とりわけ合併優遇措置がなくなると重い負担となってくる。

市町村合併を推進させたのは、こうした財政誘導以上に「三位一体改革」による地方交付税削減が大きく作用した。アメよりムチの方が合併推進「効果」があった。東海自治体問題研究所による2005年3月段階で合併していない自治体へのアンケート結果にも明確にあらわれている。合併を検討した動機で「財政の厳しさ」が39%、合併の課題も「財政計画の確立」が49%、合併で懸念することも「財政問題」が54%と最高となっている。読売新聞が2006年10月に実施した全国市町村アンケートも、さらに厳しい状況を伝えている。財政が危機的な状況で好転の見通しが立たないと回答した自治体が全体の7割を占め、人口規模が小さいほど深刻な自治体が多い。将来の合併や再合併が必要とした自治体は45%にのぼり、その理由として「地方交付税の削減に備える」という回答が上位に並び、財政基盤が弱い自治体ほど、とにかく合併を目指さざるを得ないというのが実情のようだ。

全国町村会の道州制と町村に関する研究会による「平成の合併をめぐる実態と評価」（2008年）

においても、市町村を合併に向かわせた第1の要因として財政問題をあげる。合併算定換え、合併特例債などの財政措置、地方交付税の削減等という「アメとムチ」により、自主財源の乏しい小規模市町村は合併を余儀なくされた。現場の声を紹介しておこう。「地方交付税の削減など、国による兵糧攻めからの生き残り策として合併を選択した。住民サービスの水準の現状維持のためには、これ以上の地方交付税の削減に財政が耐えることができないと判断し、そのための合併特例法の財政支援措置を受ける必要があった。」(旧町・支所職員)

アメとムチにより強力に推進された合併により、市町村財政は好転したであろうか。結論を先取りすれば、とりわけ「三位一体改革」以降、合併自治体、非合併自治体いずれの財政も悪化の一途をたどり厳しさを増している。

全国町村会報告書は合併自治体のマイナス効果の検証として、「財政計画との乖離」をあげ、2人の首長の声を伝えている。「合併してまもなく三位一体改革が始まり、新町建設計画の財政計画と現状が大きく乖離している。また、駆け込み事業等の起債償還により公債費が膨らんでおり、一層の行財政改革が必要である。」「合併当初は『サービスは高く、負担は低く』という方針でやってきたが、当然、財政面で壁に突き当たった。これが今後の厳しい財政状況の大きな要因である。』合併を選択しなかった町村にとって、「問題は地方財政の行く末」であると指摘する。財政力指数の低い町村では、歳入の多くを地方交付税が占めるため、地方交付税制度の行く末次第で、行財政運営が大きく左右される。今後の地方交付税改革の検討にあたっては、地域の存続自立のために、効率的かつ充実した地域経営に取り組んでいる町村の営みを尊重すべきとする。

こうした切実な現場の声は、東海3県の自治体においても同様であり、「三位一体改革」、とりわけ地方交付税の拡充が緊急の課題となっている。合併・非合併自治体で財政構造がどのように変化したのか、いくつかの指標からみていこう。

先に紹介した三重県政策部『市町村合併後の状況』では、財政状況の変化を次のように指摘している。1団体当たり標準財政規模は、合併団体248%増に対して、非合併は2.7%減と対照的な姿となっている。歳入合計は合併3.1%減、非合併7.9%減であり、合併団体に対する地方交付税や合併特例債などの優遇措置によるものである。歳出は合併3.5%減、非合併7.1%減となっている。いずれにしても、合併による財政への影響について、現時点では短期的な変化しか把握できないとする。三重県津市は面積7倍、人口と財政規模は約2倍となる広域合併を行った。前掲『合併を超えて自治体自立へ』II 5において、津市の合併前後の財政分析を行っている。

ここ10年余りの合併の進展により、市町村の平均的な予算規模は約366億円と3.2倍に増えた。1998～2005年度に合併自治体の経常収支比率は81%から91%に上昇した。非合併の場合は79%から88%という変化である。経常収支比率は合併自治体の方がむしろ高くなっているが、いずれも税収の伸び悩みに加えて、地方交付税の大幅削減により財政硬直化が進んでいる。(日本経済新聞09年4月6日付) 2002年度を100とした1人当たり地方交付税は、非合併自治体が06年度まで

一本調子で減っているが、合併自治体は05年度に合併補正などの関係でいったん上昇している。地方債残高は合併自治体が05年度まで増加を続けているのに対し、非合併は目立った増加はみられない。積立金も合併自治体が04年度まで急激に減少を続けたのに対し、非合併はほぼ横ばいとなっている。合併が近づくと積立金を取り崩し、それを頭金に地方債を発行し、駆け込み的に施設建設に走った合併自治体の動きが読み取れる。合併市町村の地方債残高は01～05年度に約2兆円増えて約25兆円に達し、積立金は1兆円余り減って3.4兆円になった。（朝日新聞08年12月12日付）

合併特例債によるハコモノ建設は、返済額の7割を後年度に地方交付税で措置され「おいしい借金」といわれ、使わなければ損とのムードが広がった。「三位一体改革」による地方交付税削減は、気前よく合併特例債を発行した自治体ほど重い後年度負担となる。「うまい話」に乗った自治体も問題だが、借金をすすめた国の責任も大きい。

以上のように、財政危機を打開するために市町村合併を推進してきた自治体、非合併自立の道を歩んできた自治体ともに、財政難や財政危機に喘いでいる。2007年夏頃までは「元気な経済」のもとで富裕な財政を誇ってきた愛知県下の市町村も「トヨタショック」のもとで財政状況が一変してきている。⁷⁾「三位一体改革」や市町村合併とともに、地域経済の構造変化にも注目していく必要がある。

- 1) 地方制度調査会委員の一人である片山善博氏も次のように述べている。「やはり強引な合併促進には終止符を打ち、このあたりで地方自治の原点に立ち戻り、民意に鋭敏な質の高い自治体づくりを目指すのに如くはない。今次の地方制度調査会答申が最も訴えたかったのはこの点にある。」（自治日報第3487号、2009年7月3日）
- 2) 愛知県では、清洲市と春日町が2009年10月合併、豊川市と小坂井町が2010年2月合併予定、甚目寺町・美和町・七宝町が2010年3月合併予定で協定調印している。西尾市と幡豆郡3町でも合併の動きが急浮上している。この地域の合併構想は6年前の2003年に破たんした。合併方式が西尾市への編入合併であることに3町が反発したことによる。今回は3町も編入合併でまとまり、2011年3月までの合併に向けて急ピッチで住民説明会などが実施されている。「いま、なぜ合併なのか」住民からも疑問の声が上がっている。現行の市町村合併特例法は2010年3月末が期限であるが、政権交代により事態は流動的になっている。
- 3) フォーラムの詳細については、『住民と自治』2009年9月号の特集を参照のこと。
- 4) 定住自立圏構想については、総務省地域力創造グループ定住自立応援課「定住自立圏構想推進要綱の概要」、山崎重孝「定住自立圏構想の推進について」（『地域開発』2009年6月号）などを参照。
- 5) 2009年3月27日に朝日町教育文化施設で行った田代町長へのインタビューによる（『合併を超えて自治体自立へ』p 2-11ページ参照）。
- 6) 前掲『合併を超えて自治体自立へ』IV 1の拙稿を一部修正した。
- 7) 2008年度決算においても、国が示す「財政健全化判断基準」の4指標を愛知県内の全市町村がクリアした。ただし、「トヨタショック」後の景気低迷による税収の落ち込みがあらわれる09年度は悪化する自治体が増える可能性が高い。